

下水道のPPP/PFIに関する最近の動き

第15回 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会

平成30年5月

国土交通省

水管理・国土保全局 下水道部

1. 下水道のPPP/PFIに関する主な動き

2. 財政制度等審議会における議論

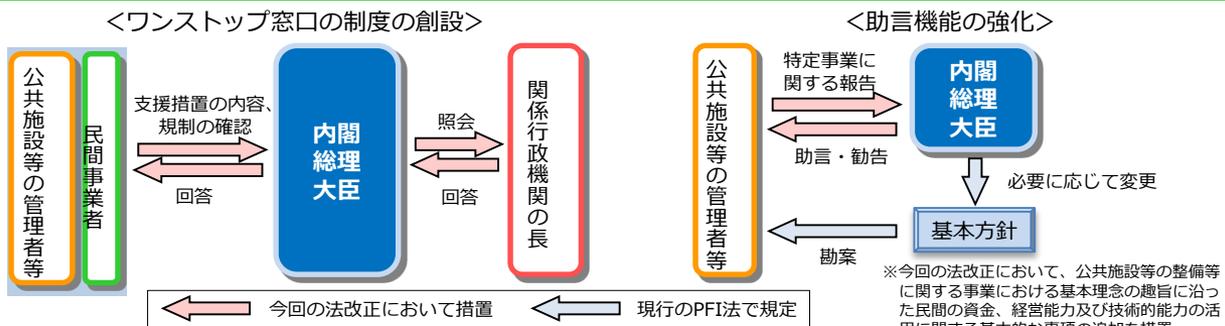
背景・必要性

- PPP/PFIの着実な推進を図る観点から、政府は、10年間（平成25年度から34年度まで）に21兆円の事業規模目標を掲げている（PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版））。
- 上記目標を達成すべく、国による支援機能を強化するとともに、国際会議場施設等の公共施設等運営事業（コンセッション事業）の実施の円滑化に資する制度面での改善措置及び上下水道事業におけるコンセッション事業の促進に資するインセンティブ措置を講ずる。

法案の概要

(1) 公共施設等の管理者等及び民間事業者に対する国の支援機能の強化等

公共施設等の管理者等及び民間事業者による特定事業に係る支援措置の内容及び規制等についての確認の求めに対して内閣総理大臣が一元的に回答する、いわゆるワンストップ窓口の制度の創設、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関する報告の徴収並びに助言及び勧告に関する制度の創設等の措置を講ずる。



(2) 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合*における地方自治法の特例

- ①利用料金の設定の手續については、実施方針条例において定められた利用料金の範囲内で利用料金の設定を行うなどの条件を満たした場合に地方公共団体の承認を要しない旨の地方自治法の特例を設ける。
- ②公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例を設ける。

	コンセッション制度	指定管理者制度		コンセッション制度	指定管理者制度
利用料金の設定	届出	承認	PFI法による特例	届出	届出
運営権の移転の許可・指定管理者の指定に係る議会の議決	条例に特別な定めがある場合において不要	必要		条例に特別な定めがある場合において不要	条例に特別な定めがある場合において事後報告で可

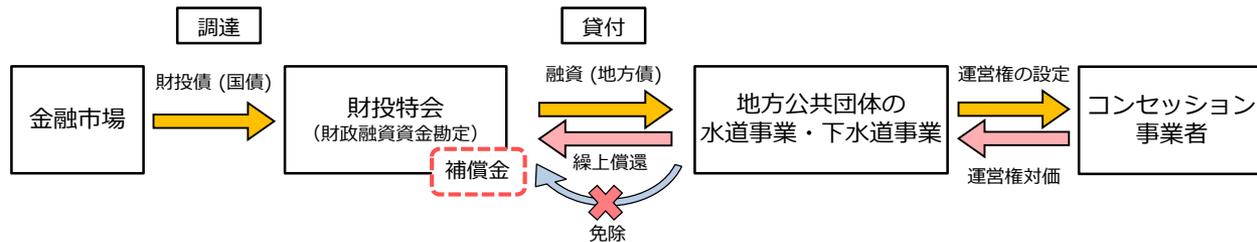
* 国際会議場施設、音楽ホールなど

条例で地方公共団体が設定

(3) 水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除

政府は、平成30年度から平成33年度までの間に実施方針条例を定めることなどの要件の下で、水道事業・下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該地方公共団体に対して貸し付けられた当該事業に係る旧資金運用部資金の繰上償還を認め、その場合において、繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭（補償金）を受領しないものとする。

(注) なお、地方公共団体金融機構資金についても、同様の措置を講ずるよう政府から要請する。



目標

- 事業規模：平成25～34年度までの10年間で21兆円（コンセッション事業は7兆円）
- コンセッション事業件数：水道6件、下水道6件、文教施設3件、国際会議場施設等6件

上下水道コンセッション推進のための補償金免除繰上償還の概要

1.趣旨

「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)等に基づき、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式(コンセッション)の導入を促進する観点から、PFI法を改正し、当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、時限措置として、特例的に補償金の免除を行うことで、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を支援する。

2.支援対象事業

「先駆的取組」として、運営権者が

- ①事業期間中の更新投資に責任を持ち、
- ②事業開始時に運営権対価^(注1)を一括払い^(注2)するコンセッションであって、
- ③以下(イ)又は(ロ)のいずれか、及び(ハ)の要件を満たす上下水道事業
(イ)人口減少:「将来推計人口」が大きく減少(団体区分別で全国平均以上減少、又は全団体区分合計の全国平均以上減少)する地方公共団体の地方公営企業が行う事業
(ロ)厳しい経営環境:「企業債残高対給水収益比率(企業債残高対事業規模比率)」、「有形固定資産減価償却率」又は「管路経年化率(管渠老朽化率)」のいずれかが類似団体平均以上の事業
(ハ)自助努力:「料金回収率(経費回収率)」^(注3)が類似団体平均以上^(注4)の事業

(注1)運営権対価には、PFI法第20条に基づく建設費等負担金を含む。以下同じ。

(注2)一括払いには、ハイブリット型の運営権対価の一回目の支払い(一括一時金と残額分割払いを組み合わせた支払方法をいう。)を含む。以下同じ。

(注3)流域下水道事業については、「営業収益÷汚水処理費(公費負担分除く)×100」により算出。

(注4)応募申請時点では類似団体平均未満だが、応募申請後、類似団体平均以上に料金引き上げが確約された事業を含む。この場合、上記(ロ)について企業債残高対給水収益比率(企業債残高対事業規模比率)を適用するときは、料金引き上げ後に、類似団体平均以上であることが必要。

3.支援対象期間

- 平成30年度から平成33年度までの4年間の時限措置とし、当該期間内に実施方針条例を制定(議会で議決)。平成30年度から平成35年度までの間に実施された繰上償還。

(注)平成29年度において既に条例を定めている場合は、平成30年度から平成32年度までの間に事業を開始した場合も対象。

- 早期の案件形成促進の観点から、平成31年度までに実施方針条例を制定した場合は対象債権の全額、平成32年度及び平成33年度に実施方針条例を制定した場合は対象債権の2分の1を上限として、繰上償還を認める。

4.支援対象債権

- 支援対象事業に係る公営企業債のうち、金利3%以上で財政融資(旧資金運用部)資金^(注)が引き受けているもの。
(注)地方公共団体金融機構(旧公営企業金融公庫)資金についても、同様の支援を講ずるよう政府から要請。
- 一括払いで受け取る運営権対価の額を、補償金免除繰上償還の上限とする。
- 区域や施設を限定してコンセッションを導入する場合には、当該コンセッションの事業範囲に係る債権に限定して支援。

5.貸付の停止

- 支援対象事業の範囲について、繰上償還を実施した年度の翌年度から3年間、財政融資資金の新規貸付停止。

6.経営改善計画の策定

- 地方公共団体は、運営権者を公募し、公募プロセスにおいて複数社から経営改善計画の提出を求めた上で、運営権者を選定。選定した民間事業者(運営権者)の提案を踏まえて5年間の経営改善計画を策定。キャッシュフロー改善目標(営業損益+減価償却費)について、コンセッション導入前の実績値よりコンセッション導入5年後の計画値が改善されている場合は内閣府等が計画承認。

7.経営改善計画の執行状況のフォローアップ

- 内閣府等は、計画期間中、毎年度、計画の執行状況を確認する。
- 計画期間途中で目標未達成が見込まれる場合、内閣府等は地方公共団体に対し、必要な指示等を行う。また、地方公共団体は運営権者に対し、状況に応じて、PFI法第28条に基づく指示等を行う。
それでも計画が誠実に実施されていない場合、財政融資資金の貸付制限を行う場合がある。
- 計画最終年度に目標の未達成が確定した場合、財政融資資金の貸付制限を行う場合がある。

8.財源

- 財投特会の財務状況等を踏まえ、補償金免除に要する額について、地方公共団体金融機構の管理勘定の公庫債権金利変動準備金を活用。

運営権ガイドラインの改正について

- ・「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年度改定版）別紙」において、平成29年度中に公共施設等運営権（コンセッション）方式の改善等を図ることとされているところ。
- ・これを踏まえ、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」について、管理者等による実施方針の策定から民間事業者選定、実際の事業実施までの各段階において所要の改正をするもの。

1 管理者等による 実施方針策定に 関する改正事項

- 地方公共団体による運営権者への出資を必要性がある場合を除き禁止、出資を行う場合でも出資額に対し過大な株主権限の要求を禁止
- 競争制限的な企業（＝業種内で独占・寡占状態の企業）のSPCの構成企業への参加条件を案件毎に検討する旨規定
- 実施方針、募集要項、財務諸表等の資料の英語版について、外国企業の応募が想定される場合には管理者等で作成することを規定

2 民間事業者選定 手続時に関する 改正事項

- 管理者側で想定する運営権対価やVFM（Value For Money）の算定方法を明示
- 運営権対価算定根拠やデューディリジェンス結果等、管理者側の各種情報の積極的な開示を規定
- 競争的対話で十分に情報交換できるよう回数・期間等柔軟に設ける旨規定
- 事業者選定時の審査委員会の議事録について、民間事業者のノウハウ等の保護に留意しつつ、原則公開とし、議論を透明化

3 運営事業期間中 及び終了時に 関する改正事項

- 投資事業有限責任組合（LPS）による運営権者の議決権株式取得のルールを明確化
- 運営権対価の支払いにつき一括払いの検討を規定
- 瑕疵担保や運営権の取消し、株式譲渡などの際の管理者・運営権者間のリスク分担のあり方や手続きの例を提示
- 管理者・運営権者・第三者それぞれによる複層的なモニタリングの実施とその結果の公表を規定

【改定の目的】

- 国土交通省では、H26年3月「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」を策定・公表し、地方公共団体に導入支援を行ってきたところ。
- 近年、政府の成長戦略等において、コンセッションの普及拡大が重点目標化（PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）においても官民リスク分担についてガイドラインを策定するよう記載）。
- 今国会ではPFI法や水道法の改正も予定。
- 本年4月からは浜松市にて下水道初のコンセッションが事業開始。

⇒下水道のコンセッションを更に普及拡大すべく、国内外の最新事例や制度・論点を踏まえ、必要な見直しを図り、地方公共団体がこれを活用しやすいように、現在のガイドラインを改定することが重要。

【改定の内容】

1. ガイドライン改定内容案

- ・追加項目案（倒産時の体制確保、上下水道一体・他インフラとのバンドリング、地域企業が受託する事業体に参画しやすいスキーム、流域下水道及び流域関連公共下水道におけるコンセッション導入のあり方・形態、中小市町村におけるモニタリング等）
- ・見直し論点案（地方公共団体等の出資、業務範囲、会計処理、料金改定、改築更新工事、運営権対価、リスク分担、モニタリングのスキーム等）

2. 検討会開催

- ・学識者等からなる検討会等を設置し、改定に係る検討を実施。

3. 改定に資する情報収集

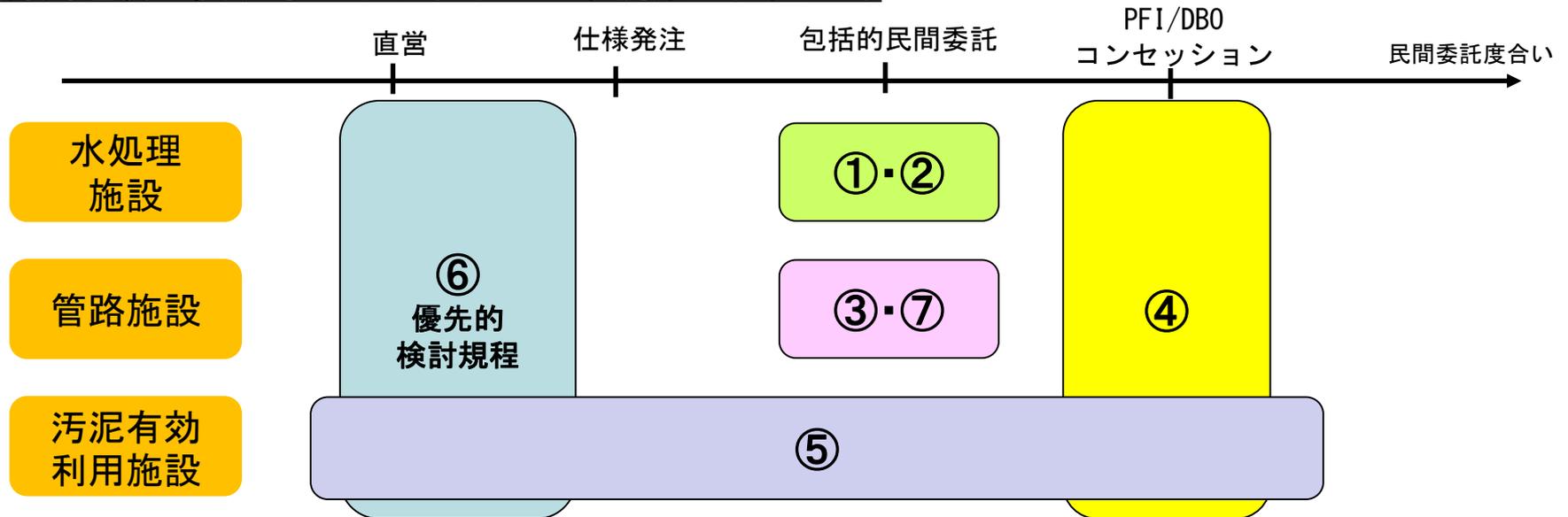
- ・あわせて先進事例や海外事例を調査し、改定に反映すべき事項や重要度を分析し検討。

- 国土交通省・下水道協会では、PPP/PFIに関するガイドライン・事例集を7つ作成・公表している。
- 各地方公共団体の実情や検討するスキーム・手法に応じて、各種参照いただきたい。

官民連携に関するガイドライン・事例集一覧

ガイドライン・事例集名	テーマ	発行日	発行体
①性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン	包括的民間委託	平成13年4月	国土交通省
②包括的民間委託等実施運営マニュアル	包括的民間委託(処理場)	平成20年6月	下水道協会
③下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン	包括的民間委託(管路)	平成26年3月	国土交通省
④下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン	コンセッション	平成26年3月	国土交通省
⑤下水汚泥エネルギー化技術ガイドラインー改訂版ー	下水汚泥の有効利用	平成27年3月	国土交通省
⑥下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン	優先的検討規程	平成29年1月	国土交通省
⑦下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入事例集	包括的民間委託(管路)	平成29年3月	国土交通省

官民連携に関するガイドライン・事例集の位置づけ



社会資本整備総合交付金交付要綱の改正に伴い、改めて交付にあたって以下のとおり要件化

【要件化の内容】

1. 20万人以上の地方公共団体において、下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予めコンセッション方式の導入に係る検討を了している又は検討スケジュールを明確にしていることを交付要件化。
2. 全ての地方公共団体において、下水処理場における施設改築を行うにあたっては、予め施設統廃合に係る検討を了していることを交付要件化。
3. 20万人以上の地方公共団体において、汚泥有効利用施設の新設を行うにあたっては、原則としてPPP/PFI手法（コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。）を導入することを交付要件化。
4. 全ての地方公共団体において、平成30年度末までに、「広域化・共同化計画」の策定に向けた検討に着手していることを平成31年度以降に交付要件化。
平成34年度末までに、「広域化・共同化計画」の策定することを平成35年度以降に交付要件化。
5. 全ての地方公共団体において、平成30年度末までに、公営企業会計の適用に関し検討に着手していることを、平成31年度以降に交付要件化。
また、平成32年度末までに、人口3万人以上の地方公共団体については公営企業会計を適用すること、人口3万人未満の地方公共団体については公営企業会計をできる限り適用することを平成33年度以降に交付要件化。

下水道事業における公共施設等運営権制度(以下、「コンセッション」という)の導入促進を図るため、コンセッション事業開始後に生じる履行監視(モニタリング)を交付対象とする「下水道民間活力導入促進事業」を創設。

背景

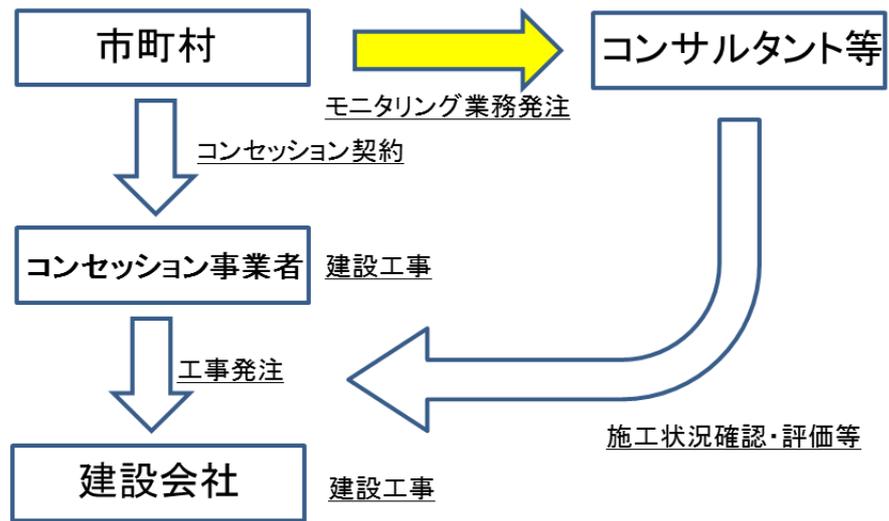
- 下水道の持続可能性確保に向け、コンセッション等の官民連携の推進が必要。
- コンセッション導入においては、事業開始後に適正な事業運営を行うために実施する履行監視(モニタリング)への支援を行い地方公共団体の負担軽減。

事業創設

- 民間事業者とのリスク分担等を明確にするための下水道施設の履行監視(モニタリング)を支援する「下水道民間活力導入促進事業」を創設。

交付対象

- 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金において、地方公共団体がコンセッション事業に対して行うモニタリング(現場技術業務等に限る。)



コンセッション方式におけるモニタリング

下水道の官民連携相談窓口(げすいの窓口)の設置

相談窓口概要

下水道部においては、持続可能な下水道事業の運営を行うため、コンセッション方式をはじめ、様々な官民連携事業(包括的民間委託・PFI・DBOなど)の導入を推進しており、地方公共団体の担当者の方々からの相談・質問等をお受けするための相談窓口(げすいの窓口)を設置しています。

相談例

- ・コンセッション方式ってどういう仕組み
- ・管路の包括的民間委託ってどういう事例があるの
- ・官民連携を検討するための補助制度はあるの
- ・具体的な官民連携の事例を教えてください など



相談件数(H30.5月末時点)

メール及び電話で約55件

相談方法・回答について

相談は、下記問い合わせ先にメールもしくは電話(極力メールでお願い致します)でご連絡下さい。ご連絡いただく際には所属団体、御名前、後連絡先を合わせてご教示下さい。できる限り速やかに回答させていただきます。

お問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 官民連携推進係長 今泉 誠也

TEL: (03)5253-8111 (内線34115) MAIL: imaizumi-s26a@mlit.go.jp

1. 下水道のPPP/PFIに関する主な動き

2. 財政制度等審議会における議論

3. 民間活用による効率化の推進② ～上下水道～

- 下水道事業については、平成30年度より、国の財政支援について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手を要件化しており、広域化・共同化、PFI導入やICT活用等による経営効率化に着実につながるよう、実効性のある取組を進めるべき。
- 特に、経営の効率化が急務な小規模地方公共団体の広域化等の取組が進むよう、下水道についても、人口3万人未満の地方公共団体も含め、公営企業会計の適用を一層促進すべき。

<経営効率化の促進(広域化・共同化に関する計画策定等の要件化)>

- 平成30年度予算より、以下の取組を社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付要件として追加。
 - 平成34年度までに、全ての都道府県において、広域化・共同化に関する計画(施設・処理区の統合、維持管理業務の共同化、下水汚泥の共同処理、ICT活用による集中管理等)を策定すること。
このため、各都道府県及び市町村は連携し、平成30年度に策定の検討に着手すること。
 - 公営企業会計の適用について、検討未着手の地方公共団体(人口3万人未満の団体を含む)は、平成30年度に適用の検討に着手すること。
また、人口3万人以上の団体は、平成32年度までに適用、人口3万人未満の団体はできる限り適用すること。

【公営企業会計の適用について(上下水道)】

上水道 (計画給水人口5,001人以上)	下水道 (主として市街地[公共下水道])
当然適用 [地方公営企業法第2条第1項第1号]	任意適用 [地方公営企業法第2条第3項] (人口3万人以上) 適用済: 39.3%、取組中: 58.0% 検討中: 1.3% 検討未着手: 1.3% (人口3万人未満) 適用済: 8.1%、取組中: 16.7% 検討中: 31.6%、 検討未着手: 43.6%

出典: 総務省「公営企業会計適用の取組状況(平成29年8月22日)」
(注)下水道事業について、総務省は、人口3万人以上の団体については平成32年度までに公営企業会計に移行すること、人口3万人未満の団体についてはできる限り移行することを要請している(平成27年1月27日「公営企業会計の適用の推進について」)。

【下水道事業*1におけるコンセッションの進捗状況】

時点	事業中	進行中						未実施 未着手	
		事業開始	事業者公募	実施方針策定	条例案の提出・公表	マーケットサウンディング	デューデリジェンス		導入可能性調査
平成29年4月	—	1件 (浜松市)	—	—	2件 (奈良市、三浦市*)	2件 (須崎市、宇部市)	—	6件 (宮城県、村田町ほか)	41都道府県 1,418市町村
平成30年4月	1件 (浜松市)	—	1件 (須崎市)	2件 (奈良市、三浦市*)	1件 (宇部市)	1件 (村田町)	5件 (宮城県ほか)	41都道府県 1,418市町村	

*1 下水道事業を実施している都道府県及び市町村数(H26.3.31時点)を記載。
*2 コンセッション事業の導入検討のための審議会設置に関する条例は策定済。

2. 地方財政

(3) 広域連携の更なる推進

改革工程表においては、**上下水道について、広域化等の検討を進めることとされており、後述するように、公営企業について広域連携をしっかりと進めていく必要がある。**

(4) 公営企業改革

地方公営企業は、経営に伴う収入（料金）で経費を賄う独立採算制が原則である。しかし、繰出基準を満たす一定の経費については、地方公共団体の一般会計等が負担することとされており、地方財政計画において「公営企業繰出金」として計上されている。このほかに、基準に基づかない繰出金（基準外繰出金）が、収支の赤字補填等のために公営企業会計に繰り入れられており、その額は0.7兆円に上る。

このため、広域連携やPPP/PFI等による事業の効率化に加え、民営化や事業の廃止等を含む抜本的な改革を進め、赤字補填など必要性が認められない基準外繰出金については廃止していくべきである。〔資料Ⅱ－2－10 参照〕

また、公営企業の中でも下水道については、「雨水公費・汚水私費の原則」が下水道財政の大原則とされている。しかしながら、昨年秋の「平成30年度予算の編成等に関する建議」においても指摘したとおり、分流式下水道の汚水資本費に対する公費負担など、原則とは異なる繰出が繰出基準において認められている。こうした繰出により、人口密度の高い団体において、使用料が低いにもかかわらず経費回収率が高くなっており、この公費負担の必要性は低いことから、繰出基準の見直しを行うべきである。また、経費回収率が低いにもかかわらず使用料も低い団体が多数あり、上記原則を踏まえた使用料の適正化が図られるよう改革を行うべきである。〔資料Ⅱ－2－11 参照〕

公営企業改革①(全事業)

資料Ⅱ-2-10

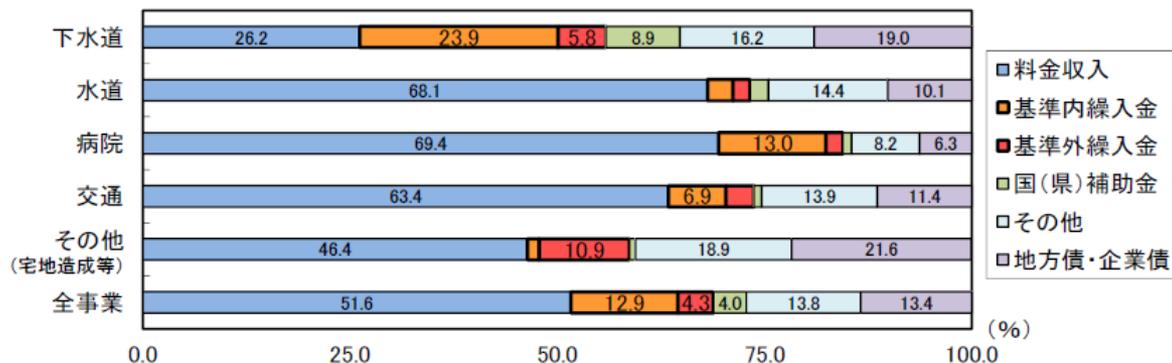
- 地方公営企業は、経営に伴う収入(料金)で経費を賄う独立採算制が原則。しかし、繰出基準を満たす一定の経費については、地方公共団体の一般会計等が負担することとされており、地方財政計画において「公営企業繰出金」として計上。このほかに、基準に基づかない繰出金(基準外繰出金)が、収支の赤字補填等のために公営企業会計に繰り入れられており、その額は0.7兆円に上る。
- 広域連携やPPP/PFI等による事業の効率化に加え、民営化や事業の廃止等を含む抜本的な改革を進め、赤字補填など必要性が認められない基準外繰出金については廃止していくべきではないか。

他会計繰入金の規模(28年度決算)

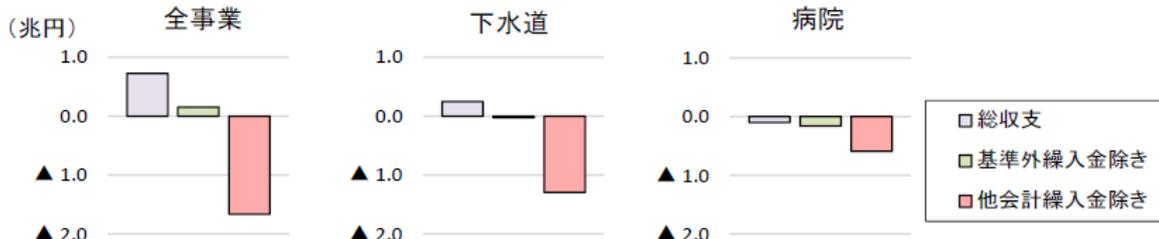
	他会計繰入金 (兆円)		
		うち基準内繰入金	うち基準外繰入金
下水道	1.8	1.4	0.3
水道	0.2	0.1	0.1
病院	0.7	0.6	0.1
交通	0.1	0.1	0.0
その他(宅地造成等)	0.2	0.0	0.2
全事業	3.0	2.2	0.7

(出典)総務省「平成28年度地方公営企業決算状況調査」
 (注)繰入金とは、公営企業側からみた場合の繰出金。

地方公営企業の総収入の内訳(28年度決算)



地方公営企業の総収支(28年度決算)



(出典)総務省「平成28年度地方公営企業決算の概況」

(注1)総収入は、総収益及び資本的収入の合計。

(注2)総収支は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支。

公営企業改革②(下水道)

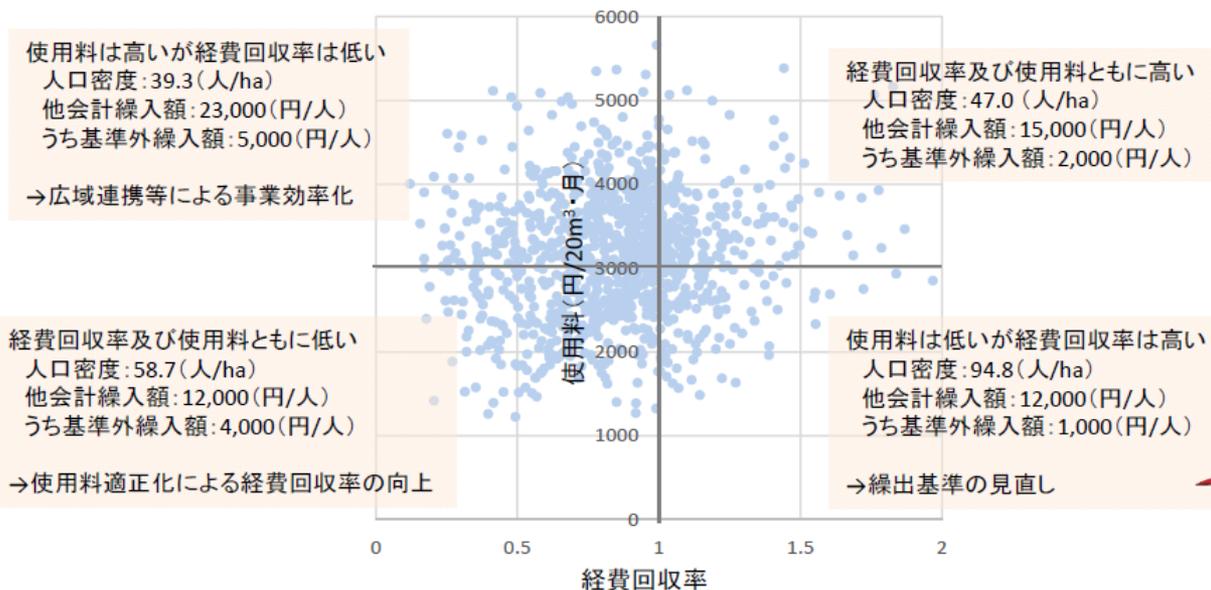
資料Ⅱ-2-11

○ 下水道財政の大原則は、「雨水公費・污水私費の原則」(注)。しかしながら、昨年秋の財審(社会資本整備)においても指摘したとおり、分流式下水道の污水資本費に対する公費負担など、原則とは異なる繰出が繰出基準において認められている。こうした繰出により、人口密度の高い団体において、使用料が低いにもかかわらず経費回収率が高くなっており、この公費負担の必要性は低いことから、繰出基準の見直しを行うべきではないか。

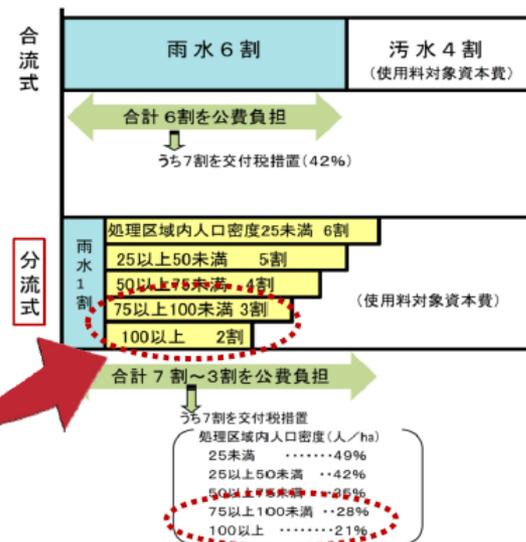
(注) 総務省「今後の下水道財政の在り方に関する研究会報告書」(平成18年3月)。なお、EU指令においては、「加盟国は、(中略)特に汚染者負担の原則に従って、水サービスに係る費用回収原則を考慮しなければならない」と規定。

○ また、経費回収率が低いにもかかわらず使用料も低い団体が多数あり、上記原則を踏まえた使用料の適正化が図られるよう改革を行うべきではないか。

経費回収率と使用料の関係



污水処理施設の建設改良に係る地方財政措置



(出典) 総務省「平成28年度地方公営企業決算状況調査」

(注) 公共下水道(狭義)の実質的な使用料平均(料金収入/年間有収水量に20m³を乗じたもの)及び経費回収率(料金収入/汚水処理費)。経費回収率とは、汚水処理費のうち、繰出基準に基づき他会計が負担すべきとされる経費を除くもの、即ち、使用料により回収すべき経費を、使用料で賄っている割合。なお、使用料については、総務省公営企業課長等通知(平成26年8月29日)において、下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、使用料徴収月3,000円/20m³を前提として行われていることに留意することとされている。人口密度、他会計繰入額、基準外繰入額は、それぞれの象限における平均。

4. 社会資本整備

(1) 社会資本の整備水準と今後の課題

⑥ 生活関連社会資本

水道施設の整備の進展により、水道普及率は既に98%に達している。污水处理施設も、普及率が90%を超え、今後10年程度で概成する見通しとなっている。**污水处理施設の未普及解消に当たっては、地域の将来人口を客観的に見据え、浄化槽をはじめ最も効率的かつ持続可能な手法で実施すべきである。また、人口減少や老朽化に伴う更新投資等を見据え、広域化・共同化、民間活用、ICT活用等の推進により、水道及び污水处理施設の運営効率化を徹底していく必要がある。**〔資料Ⅱ－4－12参照〕

(2) 改革工程における課題と対応

③ 民間活用による効率化の推進

□) 下水道

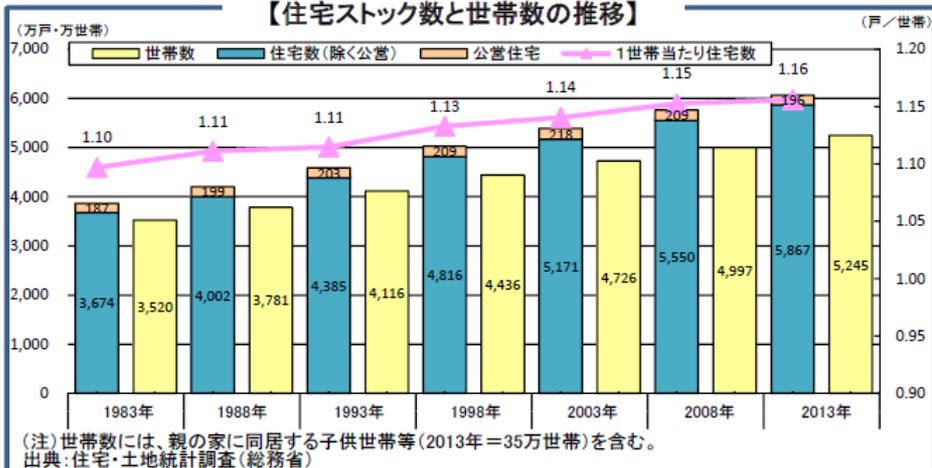
下水道事業については、平成30年度より、国の財政支援について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手が要件化されたところであり、**広域化・共同化、PFI導入やICT活用等による経営効率化に着実につながるよう、ボトルネックを検証しつつ、実効性のある取組を進めるべき**ある。特に、経営の効率化が急務な小規模地方公共団体の広域化等の取組が進むよう、**下水道についても、人口3万人未満の地方公共団体も含め、公営企業会計の適用を一層促進すべき**である。また、PFIの担い手として、**地場の企業の技術やノウハウを高めていくことも重要**である。

生活関連社会資本の整備状況

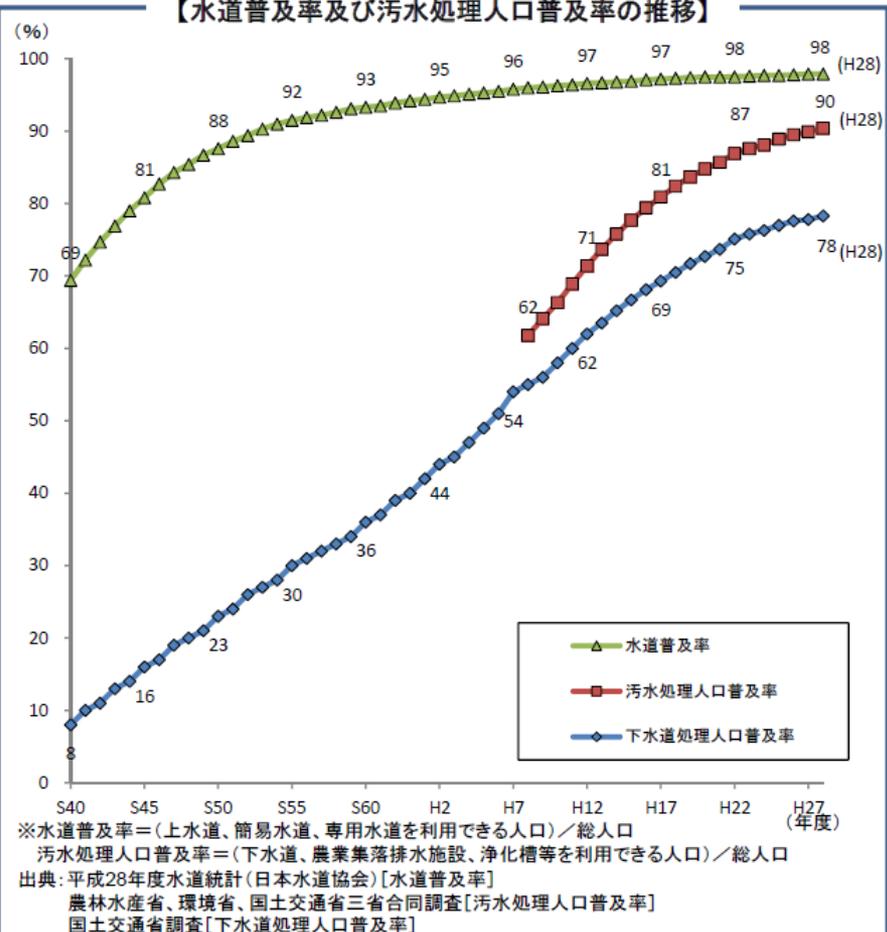
資料Ⅱ-4-12

- 住宅については、これまで居住の安定確保の観点から公営住宅等を整備してきたが、住宅数が世帯数以上に増加し、今後は、平成32年頃以降の世帯数の減少を見据え、空き家対策に重点を移していく必要。
- 水道施設は既に概成。汚水処理施設は、普及率が90%を超え、今後10年程度で概成の見通し。未普及の解消に当たっては、地域の将来人口を客観的に見据え、浄化槽をはじめ最も効率的かつ持続可能な手法で実施すべき。また、人口減少や老朽化に伴う更新投資等を見据え、広域化・共同化、民間活用、ICT活用等の推進により、水道及び汚水処理施設の運営効率化を徹底していく必要。

【住宅ストック数と世帯数の推移】



【水道普及率及び汚水処理人口普及率の推移】



【空き家の種類別の空き家数の推移】

